



2024/07/23 08:48 現在の情報です。

群馬県館林市成島町1446番地2
特定非営利活動法人にじの森

会社法人等番号	0700-05-006764		
名 称	特定非営利活動法人しぜん教育研究学園		
	特定非営利活動法人にじの森	令和 6年 5月 7日変更	令和 6年 7月12日登記
主たる事務所	群馬県館林市成島町1446番地2		
法人成立の年月日	平成13年5月21日		
目的等	目的及び事業 (目的) この法人は、私たちの地域における児童及び青少年の育成活動の発展をめざし、また幅広く地域や分野を越えた育成活動を図り、児童及び生徒や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。 (1) 文化、芸術またはスポーツの振興をはかる活動 (2) こどもの健全育成をはかる活動 (事業) (1) 特定非営利活動 ① 青少年の野外活動支援事業 ② 学童保育所の設置及び運営事業 ③ 学習活動の支援事業 ④ その他青少年育成活動事業 平成22年 2月10日変更 平成22年 2月22日登記		
	目的及び事業 この法人は、私たちの地域における児童及び青少年の育成活動の発展をめざし、障害児とその家族に対する支援として、放課後等デイサービス事業（児童福祉法に基づく障害児通所支援事業）、児童発達支援事業、就労移行支援事業等を行い、療育の場の提供を通じて、自立支援や地域交流等、子どもの健全な育成と公共の福祉に寄与し、同時に幅広く地域や分野を越えた育成活動を図り、児童及び生徒や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。 この法人は上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (2) こどもの健全育成を図る活動 (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動にかかる事業 ① 青少年の野外活動支援事業 ② 学童保育所の設置及び運営事業 ③ 学習活動の支援事業 ④ その他青少年育成活動事業 ⑤ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ⑥ 児童福祉法に基づく児童発達支援事業 ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業 ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業 ⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 ⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 (2) その他の事業 ① 食料品・物品の販売 ② 飲食店・喫茶店営業 ③ 古物営業法に基づく古物商 令和 5年 3月 2日変更 令和 5年 3月 8日登記		
役員に関する事項	[REDACTED]		平成23年 6月 1日重任
	理事	高 橋 弘 明	平成23年 7月 5日登記

	理事 高橋 弘 明	平成 2 5 年 6 月 1 日重任
	理事 高橋 弘 明	令和 5 年 3 月 8 日登記
	理事 高橋 弘 明	平成 2 7 年 6 月 1 日重任
	理事 高橋 弘 明	令和 5 年 3 月 8 日登記
	理事 高橋 弘 明	平成 2 9 年 6 月 1 日重任
	理事 高橋 弘 明	令和 5 年 3 月 8 日登記
	理事 高橋 弘 明	令和 1 年 6 月 1 日重任
	理事 高橋 弘 明	令和 5 年 3 月 8 日登記
	理事 高橋 弘 明	令和 3 年 6 月 1 日重任
	理事 高橋 弘 明	令和 5 年 3 月 8 日登記
	理事 高橋 弘 明	令和 5 年 6 月 1 日重任
	理事 高橋 弘 明	令和 6 年 7 月 1 2 日登記
	理事 藤 坂 浩 史	令和 6 年 2 月 2 3 日辞任
	理事 藤 坂 浩 史	令和 6 年 7 月 1 2 日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 1 5 号附則第 3 項の規定により 平成 1 7 年 2 月 2 3 日移記	

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。